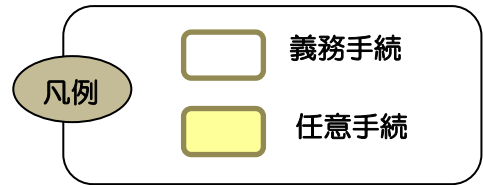


小規模開発事業の手続

小規模開発事業申請書の提出義務について定めています。



○届出対象（条例第94条）

- ・ 開発区域の面積が300㎡以上500㎡未満の開発事業（建築物の建築を伴わない開発事業を除く）
- ※八潮南部東まちづくり推進地区内においては開発事業の手続が必要となります（「推進地区における開発事業の特例手続」参照）。

